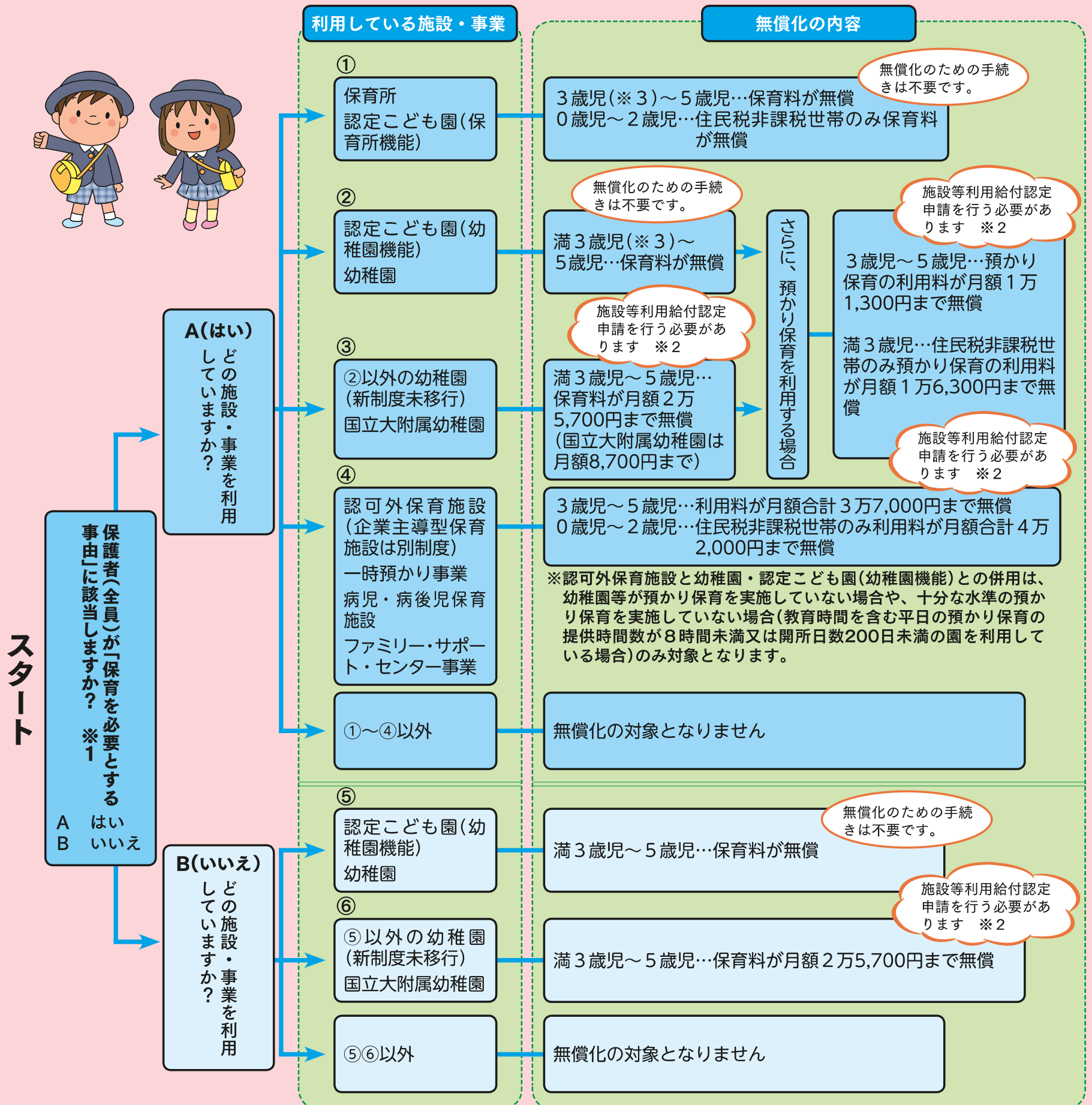


# 幼児教育・保育の無償化の制度と必要な手続きは？

ご利用の施設や事業の無償化がどのようなになるか、下のフローチャートで確認してみましょう。



※1 「保育を必要とする事由」とは？

保護者(全員)が、就労、疾病・障害、妊娠・出産、介護・看護、就学などで保育ができない状態にあることをいいます。

※2 施設等利用給付認定申請とは？

無償化の対象者となるためには、施設等利用給付認定を市から受ける必要があります。申請書などは、各施設を通じてお渡しします(病児・病後児保育施設、ファミリー・サポート・センター事業は市役所本庁・各支所でお渡しします)。

※3 3歳児と満3歳児の違いは？

3歳児…3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

満3歳児…3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの子ども